

# 富山海区漁業調整委員会議事録

## 1 開催の日時及び場所

日時 令和8年4月9日(木) 午後1時30分から午後2時00分

場所 森林水産会館33号室

## 2 出席委員

網谷繁彦、鷺北英司、大浦清和、大西眞彦、大野久芳、坂田博美、  
佐藤建明、塩谷俊之、園 尚人、田中智宏、中村好成、古埜雅浩、  
松井誠二、三國嘉彦、村上 憲

(欠席委員：なし)

## 3 議長

議長：網谷繁彦

## 4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の  
規定に基づき、当委員会は成立

## 5 議事録署名委員の指名

大浦清和、大西眞彦

## 6 県職員

水産漁港課：堺課長、飯田副主幹、加藤主任(海区主任兼務)、金谷技師  
(海区技師兼務)

## 7 事務局職員

前田事務局長(水産漁港課課長兼務)

## 8 付議事項(議題)

- (1) 富山海区漁場計画の変更(素案)に係る利害関係人からの意見募集の  
結果について(報告)

県水産漁港課の加藤主任から、資料1により「富山海区漁場計画の変更  
(素案)に係る利害関係人からの意見募集の結果について」説明された。

とやま市漁協及び新湊漁協から新たな区画漁業権の設定の要望が5件  
あり、区画漁業の漁場計画の変更(素案)について、ホームページで令和  
8年3月12日から3月31日に意見募集を行ったところ、利害関係人から  
の意見は提出されなかった。関係機関への意見照会として、港湾管理者並  
びに伏木海上保安部へ照会したところ、伏木海上保安部から、付近の海域  
利用者等との調整、付近航行船舶等への注意喚起等に関して意見があった。  
区第27,28号に関して、漁場の位置が重複する定第40号との調整が必要

との意見については、要望者であるとやま市漁協において調整済であることを確認した。区第 29, 30 号に関して、付近の海域利用者等に対する調整及び付近航行船舶等への注意喚起等が必要との意見については、要望者である新湊漁協から漁場の区域を変更する要望が出されたことから、漁場の区域を変更するほか、注意喚起のための標識等を漁業権者が設置することで対応する。区第 31 号に関して、付近航行船舶等への注意喚起等が必要との意見については、同様に注意喚起のための標識等を漁業権者が設置することで対応する。

富山海区における区画漁業の漁場計画の変更は、区第 27, 28, 31 号については素案のとおりとするが、区第 29, 30 号は、上記の意見により、付近の海域利用者との調整を図る観点から、新湊漁協より現在試験を行っている区域と同程度の範囲に変更（縮小）する要望があったことを踏まえ、漁場区域を変更（縮小）することとする。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり質問があった。

大野委員：区第 27, 28 号に関する海上保安部からの意見に対応して、漁業権設置の要望者であるとやま市漁協において調整中と説明されたように聞こえたが、事実確認のため改めて状況をお聞きしたい。  
加藤主任：とやま市漁協において調整済みである。

## (2) 富山海区漁場計画の変更について（諮問）

県水産漁港課の加藤主任から、資料 2 により、令和 8 年 4 月 9 日付け水漁第 11 号で知事から諮問のあった「海面の新たな漁業権の設定に伴う区画漁業の漁場計画の変更について」説明された。

利害関係人等からの意見聴取等については、議題 1 で説明した通りである。これを受け、県では素案から一部修正の上、区画漁業の漁場計画の変更案を作成した。変更案の概要としては、5 件の区画漁業権を追加する内容となっている。区第 27 号及び区第 28 号は富山市地先の同一区域におけるかき垂下式養殖業及び藻類養殖業、区第 29 号及び区第 30 号は射水市地先の同一区域におけるかき垂下式養殖業及び藻類養殖業、並びに区第 31 号は射水市地先における藻類養殖業となっている。いずれも存続期間は既存の漁業権の期間に合わせて令和 10 年 8 月 31 日までとなっており、団体漁業権として免許する予定としている。

県が漁場計画を変更するときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くことが漁業法に定められており、今回、委員会に諮問するもの。また、委員会は、漁場計画の変更について意見を述べようとするときは、公聴会を開催し、利害関係人の意見を聴く必要があることから、公聴会を開催のうえ、次回開催の委員会で答申をいただきたい。

今後の予定としては、5 月中旬に公聴会を開催して、委員会で答申をいただき、6 月上旬に漁場計画の変更を公表し、免許予定日・免許申請期間等の公示を予定している。その後、免許申請を 7 月に受け付け、免許予定日は令和 8 年 9 月上旬としている。

以上の説明に対し、委員から意見や質問等はなかった。

(3) 公聴会の開催日時について（協議）

委員会事務局の加藤主任から、資料3により「公聴会の開催日時について」説明された。

漁業法では、海区漁業調整委員会は、県が作成した海区漁場計画の案に意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならないことから、公聴会の開催日時を決めていただきたい。手続規程に従い、県報に登載するとともに、委員会のホームページに掲載して公示する。また、意見を述べようとする者には、予め発言内容を文書で提出してもらうこととしたい。

開催日時として、事務局からは5月19日もしくは20日のいずれかの日の13時30分から、富山市内で開催することを提案する。

以上の説明に対し、5月19日での開催を希望する意見があり、公聴会の開催日程については、5月19日（火）13:30から開催することで決議された。

(4) その他

意見はなかった。

(5) 次回委員会

次回の委員会は、令和8年5月19日（火）13:30より開催する公聴会が終了した後、開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和8年4月9日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_